

文京区版幼児教育・保育カリキュラム策定委員会設置要綱

27 文男保第 26 号平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 区立保育園及び区立幼稚園において、等しく質の高い幼児教育・保育を提供する環境を整えるため、区立保育園及び区立幼稚園における 3 歳以上児の教育・保育カリキュラムを検討して、策定することを目的として、文京区版幼児教育・保育カリキュラム策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 3・4・5 歳児の年次及び期別の幼児教育・保育カリキュラムに関すること。
- (2) その他区長が必要があると認めた事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員 8 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 区立保育園長 3 人以内
- (3) 区立幼稚園長 3 人以内

2 委員会に委員長を置き、委員長は会務を総理する。

3 区長は、第 1 項第 1 号の学識経験者のうちから、委員長を指名する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員長は、幼児教育・保育カリキュラムの内容について個別に検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、部会員をもって組織し、第 3 条第 1 項第 2 号の区立保育園長及び同項第 3 号の区立幼稚園長を充てる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、男女協働子育て支援部保育課及び教育推進部教育指導課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。